

平成 20 年 1 月 21 日

各 位

会社名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 川村 誠
(コード番号 6971 東証・大証第 1 部)
問合せ先 財務部長 豊谷 晃彦
(TEL. 075-604-3500)

三洋電機株式会社の携帯電話事業等の承継に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 10 月 11 日にお知らせ致しました三洋電機株式会社（本社：大阪府守口市、社長：佐野 精一郎氏、以下、「三洋電機」）の携帯電話事業等の譲受けに関し、平成 20 年 1 月 21 日開催の取締役会において、会社分割により平成 20 年 4 月 1 日をもって同事業を承継する旨の決定を行い、最終契約を締結致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 事業承継の目的

当社は携帯電話、PHS、無線通信システム等の通信機器関連事業を主力事業の一つと位置付け、同事業の高収益体質の確立を目指しております。数多くの競合他社が存在する同業界において、熾烈な競争を勝ち抜いていくために、三洋電機が有する国内及び北米での強固な顧客基盤を取り込み、規模の拡大を図ると共に、同社がこれまで培ってきた優れた開発力、設計技術等を当社の有する経営資源と融合させることにより、お客様のニーズにお応えし、より一層ご満足いただける魅力ある商品開発が可能となります。そして、当社独自のアメリカ経営システムを導入することにより、コスト競争力をさらに高め、経営体質の強化を図っていくことができると考えております。

2. 事業承継の要旨

(1) 事業承継の日程

事業承継承認取締役会	平成 20 年 1 月 21 日
最終契約締結	平成 20 年 1 月 21 日
会社分割承認当社取締役会	平成 20 年 1 月 29 日（予定）
会社分割承認三洋電機取締役会	平成 20 年 1 月 30 日（予定）
会社分割契約締結	平成 20 年 1 月 30 日（予定）
分割期日（効力発生日）	平成 20 年 4 月 1 日（予定）

当社は、会社法第 796 条第 3 項（簡易分割手続）の規定により、株主総会の承認を得ずに会社分割を行います。

(2) 事業承継の方式

本件事業承継は会社分割により行います。会社分割の方式は三洋電機を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 事業承継の対価

当社と三洋電機の間で合意した事業総価値500億円からその前提となった想定事業用手元現預金を差引いて得られた金額である約400億円を基礎とし、分割期日時点における承継有利子負債、承継現預金の残高及び両者で別途合意した調整項目を加除して得られる金額です。最終的な事業承継の対価は分割期日後に確定作業等を経て確定致しますので、確定次第お知らせ致します。

(4) 事業承継の対価の算定根拠等

当社は、事業承継の対価の算定にあたり、ディスカунテッド・キャッシュフロー(DCF)法をベースに、対象事業の事業総価値を算定し、三洋電機と慎重に協議を行った上で、決定致しました。

(5) 会社分割により増加する資本金

本件会社分割により、資本金は増加しない予定です。

(6) 会社分割における三洋電機の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三洋電機の発行する新株予約権は承継しない予定です。新株予約権付社債に関しては、該当事項はございません。

(7) 当社が承継する権利義務

当社は分割期日において、三洋電機が運営する携帯電話事業等に関して、両当事者が合意する資産、債務及び雇用契約その他の権利義務を承継する予定です。

(8) 債務履行の見込み

当社の資産、債務及び純資産の額等を勘案して、分割期日以降、当社が負担すべき債務の履行の確実性には問題がないものと判断します。

3. 事業承継当事会社の概要（平成19年9月30日現在）

(1) 商号	京セラ株式会社	三洋電機株式会社
(2) 事業内容	ファインセラミックス関連製品、電子デバイス関連製品、通信機器および情報機器の製造・販売	各種電気機械器具の製造・販売
(3) 設立年月日	昭和34年4月1日	昭和25年4月1日
(4) 本店所在地	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
(5) 代表者の役職・氏名	取締役社長 川村 誠	取締役社長 佐野精一郎
(6) 資本金	115,703百万円（連結）	322,242百万円（連結）
(7) 発行済株式数	191,309千株	1,872,338千株
(8) 株主資本	1,530,084百万円（連結）	329,105百万円（連結）
(9) 総資産	2,107,097百万円（連結）	1,898,296百万円（連結）
(10) 決算期	3月31日	3月31日
(11) 従業員数	65,831名（連結）	98,907名（連結）
(12) 主要取引先	国内外の企業	国内外の企業
(13) 大株主及び持株比率 (平成19年9月30日現在)	1. 日本マスタートラスト信託銀行（株） （信託口） 6.45% 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行（株） （信託口） 5.80% 3. ストリートバンク・アンド・トラスト カパニ 4.51% 4. （株）京都銀行 3.77% 5. 稲盛 和夫 3.56%	1. 日本マスタートラスト信託銀行（株） （信託口） 5.00% 2. 三洋電機従業員持株会 2.68% 3. （株）三井住友銀行 2.31% 4. 日本生命保険相互会社 2.11% 5. 住友生命保険相互会社 1.60%
(14) 主要取引銀行	(株)京都銀行、(株)三菱東京UFJ銀行他	(株)三井住友銀行、(株)りそな銀行
(15) 当事会社間の関係等	資本関係	該当ありません。
	人的関係	該当ありません。
	取引関係	当社と三洋電機との間で電子部品等の購入・販売を行っています。
	関連当事者への該当状況	該当ありません。

(16) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

決算期	京セラ株式会社			三洋電機株式会社		
	17年3月期	18年3月期	19年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期
売上高	1,173,660	1,173,544	1,283,897	2,484,639	2,397,026	2,215,434
営業利益	97,660	99,695	135,102	35,236	17,154	49,568
継続事業税引 前当期純利益	104,013	117,237	156,540	68,767	165,696	13,070
当期純利益	45,908	69,696	106,504	171,544	205,661	45,362
1株当たり 当期純利益(円)	244.86	371.68	566.03	92.48	194.96	72.66
1株当たり 年間配当金 (円)	80	100	110	3.00	0	0
1株当たり 株主資本(円)	6,266.50	6,865.75	8,028.45	155.42	16.76	1.96

4. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する事業の事業内容

携帯電話、PHS、無線通信システム等の開発、製造、販売

(2) 承継する事業の経営成績

(単位：百万円)

	承継事業(a) 平成 19 年 3 月期	当社(b) 平成 19 年 3 月期 (連結)	比率(a/b)
売上高	277,347	1,283,897	21.6%

(3) 承継する資産、負債の項目及び金額(平成 19 年 9 月 30 日現在) (単位：百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	104,309	流動負債	78,423
固定資産	22,881		
合計	127,190	合計	78,423

* 承継する資産及び負債の金額は、両当事者別途合意するところに従い、分割期日の前日までの増減を加除した上で確定されます。

* 平成 19 年 9 月 30 日現在における承継する資産の金額(127,190 百万円)は、同日現在の当社の総資産額(2,107,097 百万円)の 6.0%に相当致します。

5. 事業承継後の当社の状況

(1) 商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期

本件事業承継による変更はない予定です。

(2) 総資産及び純資産

事業承継により承継する金額について増加する予定です。

(3) 会計処理の概要

本件事業承継に際して三洋電機に対して交付する対価と、承継する資産の時価から負債の時価を控除して得られた金額の差額をのれんとして計上する予定です。なお、計上されたのれんは、連結財務諸表(米国基準)においては償却せず、単体財務諸表(日本基準)においてはその効果のおよぶ期間にわたり、均等償却を行い、販売費及び一般管理費として計上する予定です。

(4) 事業承継による業績への影響の見通し

本件事業承継による平成 20 年 3 月期の連結及び単体業績への影響はありません。

以上